

四日市市橋北交流施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月25日

四日市市長 森 智 広

四日市市条例第7号

四日市市橋北交流施設条例の一部を改正する条例

四日市市橋北交流施設条例（平成28年四日市市条例第15号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(設置) 第2条 市は、市民の地域社会づくり及びまちづくり活動を行う団体等に会合等の場を提供し、もって市民の地域社会づくり及びまちづくり活動を全市的に推進するため、四日市市橋北交流施設（以下「交流施設」という。）を四日市市東新町26番 <u>32号</u> に設置する。	(設置) 第2条 市は、市民の地域社会づくり及びまちづくり活動を行う団体等に会合等の場を提供し、もって市民の地域社会づくり及びまちづくり活動を全市的に推進するため、四日市市橋北交流施設（以下「交流施設」という。）を四日市市東新町26番 <u>23号</u> に設置する。

改正後				
別表（第5条関係）				
区分	基本使用料（円）			
	午前	午後	夜間	全日
	午前9時から正午まで	午後1時から午後4時30分まで	午後5時30分から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
第1会議室	<u>880</u>	<u>1,320</u>	<u>2,010</u>	<u>4,210</u>
第2会議室	<u>880</u>	<u>1,320</u>	<u>2,010</u>	<u>4,210</u>
第3会議室	<u>880</u>	<u>1,320</u>	<u>2,010</u>	<u>4,210</u>
第4会議室	<u>880</u>	<u>1,320</u>	<u>2,010</u>	<u>4,210</u>
第5会議室	<u>880</u>	<u>1,320</u>	<u>2,010</u>	<u>4,210</u>

第6会議室	<u>1,320</u>	<u>1,760</u>	<u>2,420</u>	<u>5,500</u>
附属設備及び備品	種類又は品目ごとに <u>2,200</u> 円の範囲内で規則で定める額			
備考 (略)				

改正前				
別表 (第5条関係)				
区分	基本使用料 (円)			
	午前	午後	夜間	全日
	午前9時から正午まで	午後1時から午後4時30分まで	午後5時30分から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
第1会議室	<u>860</u>	<u>1,300</u>	<u>1,980</u>	<u>4,140</u>
第2会議室	<u>860</u>	<u>1,300</u>	<u>1,980</u>	<u>4,140</u>
第3会議室	<u>860</u>	<u>1,300</u>	<u>1,980</u>	<u>4,140</u>
第4会議室	<u>860</u>	<u>1,300</u>	<u>1,980</u>	<u>4,140</u>
第5会議室	<u>860</u>	<u>1,300</u>	<u>1,980</u>	<u>4,140</u>
第6会議室	<u>1,300</u>	<u>1,730</u>	<u>2,380</u>	<u>5,410</u>
附属設備及び備品	種類又は品目ごとに <u>2,160</u> 円の範囲内で規則で定める額			
備考 (略)				

附 則

(施行期日)

- この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、第2条の改正は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 改正後の四日市市橋北交流施設条例別表の規定は、この条例の施行の日以後に行う四日市市橋北交流施設の使用許可に係る使用料から適用し、同日前に行う四日市市橋北交流施設の使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

(市民文化部市民生活課)